【令和９・１０年度】

浦添市競争入札参加
資格審査申請書提出要綱

【測量及び建設コンサルタント等】

今回は、２年に１回の定期に行う申請受付です。
令和９・１０年度の競争入札（測量及び建設コンサルタント等）への参加を希望される方は、本要綱をお読みのうえ、期間内に申請くださるようお願いします。

浦添市
総務部契約検査課

目　　次

１．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．競争入札の参加資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３．所在地区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

４．事業所等の要件について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

５．留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

６．申請の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

７．オンライン申請の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

８．入札参加資格申請における注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

９．提出書類に不備等があった場合の対応方法について・・・・・・・・・・　3

10．入札参加資格の名簿登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

11．申請書類提出後の変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

12．名簿登録後の納税証明書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・　3

提出書類一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

1.はじめに

浦添市の発注する測量及び建設コンサルタント等業務に入札参加を希望するものは、入札参加資格審査を受け、名簿に登録する必要があります。以下の要綱に基づき浦添市競争入札参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等）を提出してください。

2.競争入札の参加資格

次の各号を全て満たすこと。（基準日は「令和8年12月１日」とする。）

1）契約の内容によって次の業種区分及び要件が必要です。

番号	業　種　区　分	要　　件
1	土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
2	建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項に基づく建築士事務所の登録を受けていること。**【必須】**
3	測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 第 1 項の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。**【必須】**
4	地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 5 条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
5	補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 5 条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
6	調査業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
7	磁気探査業務	「磁気探査業務委託における管理技術者の資格要件」に該当する技術者がいること。 ※詳細は浦添市役所ホームページをご確認ください。
8	設備設計業務	―

2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第１項の規定に該当しない者であること。

3）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

4）本市の市税の納税義務がある者にあっては、その市税に滞納がないこと。

5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6）営業に関し法律上必要とする資格を有する者であること。

7）営業開始後1年を経過していること。

8）申請する業種について、直前２年間の年間平均実績高があること。

3．所在地区分

1）所在地区分は下記の①～③のとおりとします。

①市内業者：浦添市内に本店を有する業者

②市外業者：沖縄県内（浦添市内を除く）に本店を有する業者

③県外業者：①、②以外の業者

※本店とは、法人にあっては登記上の本店所在地、個人にあっては営業の本拠となる所在地にあたるものをいう。

4.事業所等の要件について

1）申請する際の事業所（本店又は支店等）は、少なくとも次の各号の要件を備えていることを条件とします。

①契約・見積・入札等について実質的な業務が行えること。

②看板の設置、机等の什器備品類、電話・コピー機等の事務機器類を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。

③本市からの問い合わせ等について、随時対応できる従業員が常勤していること。

2）下記の事例については、事業所（本店又は支社等）として認められない場合があります。

①申請された所在地での営業を確認できない又は、申請された所在地とは異なる場所に事業所が設置されている。

②申請された事業所の電話番号では連絡が取れない又は、電話転送になり別の事業所に繋がる。

③複数の事業者が、同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っている。

5.留意事項

入札参加資格審査申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、または資格の登録を取り消すことがあります。

①申請書若しくは、添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実について記載しなかったとき。（登録後に判明した場合も含む。）

②技術者や従業員の登録で、業者間の重複登録が見られたとき。

③審査のための実態調査や不備書類の要求に応じないとき。

④審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

6.申請の方法

1）申請方法：オンライン申請のみ

2）受付期間：**令和８年12月１日（火） から 令和８年12月21日（月）まで**

3）提出書類：提出書類一覧表でご確認ください。不備等のないよう十分に確認のうえ提出してください。添付書類はPDFで提出してください。

※各種証明等は、令和８年９月１日以降に発行されたものを添付してください。

※登録期間中に必要があれば、申請書類の原本提出を求めることがあります。

※受付票（受付確認の証明書）の発行はいたしません。電話での申請完了の確認等にも応じません。送信完了メール内に記載のあるURLにアクセスし、申請状況をご確認ください。

7.オンライン申請の注意事項

1）申請期間終了後は受付しませんので、期日に余裕をもってご提出お願いします。

2）オンライン申請完了後には、申請事務担当者宛に送信完了メールが自動送信されます。「送信完了メール」が届かない場合は申請できていないこともありますので、必ずご確認ください。

8.入札参加資格申請における注意事項

1）入札参加資格を認められても、必ずしも指名があるとは限りません。

2）入札参加資格申請にあたり、申請書について当該情報を公開することに同意すること。認定された場合、浦添市情報公開条例の「非公開情報」に該当しない限り、情報公開の対象になります。

3）一度登録した業種については、次回（令和11・12年度）登録まで変更・追加はできません（地位の承継等による場合を除く）。

9.提出書類に不備等があった場合の対応方法について

1）提出された申請書類に不備等があった場合、オンライン申請で記載いただいた連絡先にご連絡いたします。

2）メールでのお問合せ等の場合、件名は「（登録番号、業者名）入札参加資格審査について」としてください。新規登録の場合は、登録番号が付番されていないため、登録番号の部分は「新規」と記載してください。

連絡先： 〒901-2501
沖縄県浦添市安波茶一丁目１番１号
浦添市役所　総務部　契約検査課
電話　098-876-1254　ＦＡＸ　098-876-7071
メールアドレス　keiyaku@city.urasoe.lg.jp
↑（「LG」の小文字です）

10.入札参加資格の名簿登録について

1）有効期間
名簿登録の日から次回（令和11・12年度）名簿登録日の前日(約２年間)まで。

2）審査結果の通知と公表
①審査後、競争入札参加資格者と認められたものは競争入札参加資格者名簿に登載し、浦添市のホームページへ公表することによって申請者への通知に代えるものとします。
よって今回の審査から、事業所ごとの結果通知書発行は行いませんのでご了承ください。
②登録名簿については、契約検査課(５階)の窓口又は浦添市ホームページにて公表します。

11.申請書類提出後の変更届

入札参加資格審査申請書を提出後、登録内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨をオンライン申請してください。様式及び提出書類の詳細は浦添市役所契約検査課のホームページでご確認ください。

12.名簿登録後の納税証明書の提出について

納税証明書（№8「市町村税の滞納のない証明書（完納証明）」および№12「国税納税証明書」）は、申請後も決算年度毎に確認します。最新（決算の内容が反映された）のものでかつ発行日から３か月以内のものをオンラインにて提出してください。
（提出書類№８及び、№12について詳しくは提出一覧表をご確認ください。）

提出書類一覧表

【 提出書類添付時の注意事項 】
①提出書類は、「Excelシート（委託）」以外は、ＰＤＦ形式で添付してください。
②PDFのファイル名は、会社名＋（提出書類名）で保存してください。
例：○○会社（建築士事務所の登録証明書）
③添付書類の文字が鮮明でないときは再度提出を求めることがあります。

※「○」は提出、「△」は該当する場合にのみ提出、「－」は該当なし

番号	提　出　書　類	法人	個人	記　　入　　要　　領	備考
1	Excelシート【委託】	○	○	提出前にすべての項目を確認	Excelのまま添付
2	登録証明書	△	△	許可登録書等 ※建築関係建設コンサルタント業務、測量業務は必須	PDF添付
3	履歴事項全部証明書	○	—	—	PDF添付
4	代表者の身分証明書	—	○	代表者の本籍地の市町村発行のもの	PDF添付
5	代表者の登記されていないことの証明書	—	○	【窓口】全国の法務局・地方法務局(本局) 【郵送】東京法務局後見登録課のみ取扱い	PDF添付
6	印鑑証明書	○	○	拡大縮小しないこと	PDF添付
7	市町村税の滞納のない証明書 又は 市町村税の納税証明書（直近２年分） 【法人】法人市（町村）民税 【個人】市（町村）民税	○	○	本店のある市町村より発行 （東京都の場合は法人都民税） 市町村税に滞納がないことを確認するためのものなので、どちらかを提出すれば可	PDF添付
8	代表者の市町村税の滞納のない証明書 （完納証明書でも可）	—	△	代表者の納税義務がある市町村より発行 （本店のある市町村と、納税義務のある市町村が同じ場合は省略可）	PDF添付
9	代表者の国民健康保険料（税）の滞納のない証明書	—	△	国民健康保険に加入している個人事業者のみ 代表者の納税義務がある市町村より発行	PDF添付
10	都道府県税の滞納のない証明書又は 事業税の納税証明書（直近２年分） 【法人】法人事業税 【個人】個人事業税	○	○	本店のある都道府県で発行。 事業税に滞納がないことを確認するためのものなので、どちらかを提出すれば可。 （「滞納のない証明書」の発行を行っていない都道府県（東京都など）の場合は、直近２年分の事業税の納税証明書となります。）	PDF添付
11	国税納税証明書	○	○	法人事業者は、様式その３の３ 個人事業者は、様式その３の２ 電子納税証明書（PDF）でも可。	PDF添付
12	実績調書（様式第11号）	○	○	申請する業種別に作成すること	PDF添付
13	誓約書（様式第12号）	○	○	－	本市様式押印後、PDF添付

14	税務申告の決算書又は財務諸表	○	○	直近決算期の貸借対照表及び損益計算書等	PDF添付
15	労働保険証明書（労災のみは不可。） もしくは、「労働保険概算・確定申告書」及び「保険料納付の領収書」	○	○	「労働保険概算・確定申告書」および「保険料納付の領収書」を提出する場合、令和８年度分の申告書と納期到来済の納付書を提出してください。 ※適用除外の場合は理由書（様式第 13 号）を提出してください	PDF添付
16	社会保険料納入証明書 もしくは、直近１年間の健康保険料及び厚生年金保険料の領収書	○	○	管轄する年金事務所 ※組合健康保険等の場合は、当該組合の任意の様式でも可 ※適用除外の場合は、理由書（様式第 13 号）を提出してください	PDF添付
17	障害者雇用状況等報告書又は障害者手帳等	△	△	障がい者を雇用している場合で、登録を希望する者のみ ※公共職業安定所長への報告書、又は確認できるもの ※障害者手帳添付の際は障害名を除くこと	PDF添付
18	ＩＳＯ取得証明書 （和文表記の登録証）	△	△	ISO9001 及び ISO14001 認証取得済みの者で、登録を希望する者のみ提出	PDF添付
19	資本関係・人的関係等に関する調書（様式第15号）	△	△	Excelシート（委託）の中で、「親子会社・役員兼任」に「有」とした業者のみ提出	PDF添付
20	使用印鑑届（様式第８号）	△	△	登記印（実印）以外を使用印とする場合に提出すること。（入札、見積り、契約締結等の行為で使用する印鑑になります。） ※登記印（実印）を使用する場合は提出する必要はありません。	押印後、PDF添付
21	委任状（様式第７号）	△	△	**県外業者又は沖縄県内離島の市外業者に限り**、支店長等へ契約に関する権限（見積、入札、契約締結等）を通年委任する場合にのみ提出	押印後、PDF添付

22	「Excel（委託)」の中の『技術職員名簿』に記載のある資格等証明書	△	△	**※市内・市外業者のみ※** 令和８年 12 月 1 日現在で在籍する常勤技術者の資格証明書 ※1 人で同一資格（1 級、2 級○○施工管理技士）を有する場合は、上位（1 級）のみ記入する ※技術士については、技術士登録等証明書を添付する(技術士登録証のみは不可)こと。 ※RCCMについては、登録証を添付する（合格証のみは不可）こと。	PDF添付
23	Excelシート（委託）の技術職員名簿に記載のある技術職員の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面	△	△	**※市内・市外業者のみ※** 該当する技術者氏名を蛍光ペンにてマーキングしてください。（雇用の確認以外の報酬額・税額等の項目について は、塗りつぶし可）個人事業者で従業員が４人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証を提出（保険者番号、被保険者等記号・番号は見えないよう塗りつぶして提出すること。）	PDF添付
24	所在地見取図兼状況報告書(様式第３号)	△	△	浦添市内に事業所（本店又は支店等）を有する場合のみ	PDF添付
25	事業所等の写真（様式第４号）	△	△	浦添市内に事業所（本店又は支店等）を有する場合のみ ※鮮明な画像であれば、カラープリンタでの印刷も可とする。モノクロは不可。	PDF添付